

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹

改元に伴う「信用取引口座設定約諾書」等の一部改正について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「信用取引口座設定約諾書」等の一部改正を行い、本年 5 月 1 日から施行しますので、ご通知申し上げます。

（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、「元号を改める政令」（政令第百四十三号）の施行に伴い、所要の対応を行うものです。

改正の概要は、下記のとおりです。

記

I. 改正概要

「平成」表記を削除いたします。

（備 考）

- ・ 発行日取引の委託
についての約諾
書、信用取引口座
設定約諾書、取引
参加者契約書（内
国法人用）、取引
参加者契約書（外
国法人用）、株券
上場契約書等

II. 施行日

2019 年 5 月 1 日から施行します。

以 上